

令和6年度 南大隅町議会定例会1月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 6年 4月 2日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 6年 4月 2日

開 議 令和 7年 1月10日 午前10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 な し

出席議員

1番 後藤道子議員	6番 上之園健三議員	10番 幸福恵吾議員
2番 森田重義議員	7番 津崎淳子議員	11番 大坪満寿子議員
3番 日高孝壽議員	8番 平瀬十助議員	12番 木佐貫徳和議員
5番 浪瀬敦郎議員	9番 大村明雄議員	13番 松元勇治議員

欠席議員 な し

会議録署名議員：（5番）浪瀬 敦郎 議員 （6番）上之園 健三 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 局長 （書記）平瀬戸 ゆかり 書記
（書記）木佐貫 里子 書記

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑博町長	介護福祉課長	山里真奈美課長
副 町 長	竹野洋一副町長	経 済 課 長	新保哲郎課長
教 育 長	山下四郎教育長	教育振興課長	畦地茂穂課長
総 務 課 長	熊之細等課長	税 務 課 長	松山隆広課長
支 所 長	坂口達郎課長	町民保健課長	戸島和則課長
会 計 管 理 者	黒江鳴美課長	農業委員会事務局長	木佐貫公子局長
企画観光課長	中之浦伸一課長	デジタル推進課長	佐藤ひとみ課長
建 設 課 長	中村喜寿課長	総務課総務係長	原琢磨係長
建設課技術統括監	原圃光一統括監	総務課財政係長	若松勝男係長

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議に付した事件： 議事日程のとおり

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和7年 1月10日 午前10時23分

議 事 日 程

- | | |
|-------------------|---|
| 日程第 1 | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 |
| 日程第 2 | 審 議 期 間 の 決 定 |
| 日程第 3 議案第 3 9 号 | 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定の件 |
| 日程第 4 議案第 4 0 号 | 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定の件 |
| 日程第 5 議案第 4 1 号 | 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 6 議案第 4 2 号 | 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期
末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例制定の件 |
| 日程第 7 議案第 4 3 号 | 損害賠償額の決定について議決を求める件 |
| 日程第 8 議案第 4 4 号 | 令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 2 号）
について |
| 日程第 9 議案第 4 5 号 | 令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 号）について |
| 日程第 1 0 議案第 4 6 号 | 令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正
予算（第 3 号）について |
| 日程第 1 1 議案第 4 7 号 | 令和 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）
特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 1 2 議案第 4 8 号 | 令和 6 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘
定）特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 1 3 議案第 4 9 号 | 令和 6 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 5 号）
について |

▼ 開 会

議長（松元勇治議員）

ただいまから、令和6年度南大隅町議会定例会1月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、浪瀬敦郎議員及び上之園健三議員を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（松元勇治議員）

日程第2、審議期間の決定の件を議題とします。
1月会議の審議期間は、本日のみ1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。
したがって、1月会議の審議期間は、本日のみ1日間に決定しました。

▼ 日程第3 議案第39号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第3、議案第39号、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第39号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和6年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、令和6年度の給与表の改定と一般職員の期末手当等の支給月数について、年間0.10月の引上げを行い、令和6年度の給与及び令和6年12月に支給の期末手当等に特例措置を講じ、また、併せて令和7年4月1日から施行となる、給与表及び諸手当の改定に対応するものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第4 議案第40号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第4、議案第40号、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条

例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第40号は、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、一般職の職員の期末手当の支給割合改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、町長・副町長・教育長の期末手当について、支給月数を年間3.40月から3.45月へ引き上げを行い、令和6年12月に支給の期末手当に特例措置を講じるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第5 議案第41号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第5、議案第41号、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第41号は、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、一般職の職員の期末手当の支給割合改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、議会議員の期末手当について、支給月数を年間3.40月から3.45月へ引き上げを行い、令和6年12月に支給の期末手当に特例措置を講じるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第41号、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第42号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第6、議案第42号、南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第42号は、南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和6年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことに伴い、会計年度任用職員の給与の取扱いに関する当該条例に所要の改正を行うものであります。

今回の改正では、一般職の改訂後の給与表を準用し、会計年度任用職員の期末手当等の支給月数について、併せて年間0.10月の引上げを行い、令和6年度の給与及び令和6年12月に支給の期末手当等に特例措置を講ずるものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号、南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第7 議案第43号 損害賠償額の決定について議決を求める件について

議長（松元勇治議員）

日程第7、議案第43号、損害賠償額の決定について議決を求める件についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第43号は、損害賠償額の決定について議決を求める件についてであります。本件は、令和6年11月に発生しました公用車交通事故に係る物損事故について損害賠償の額を決定し、示談するため、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づき議決をお願いするものであります。

相手方A氏の事故車両の査定終了に伴い示談交渉を進めてまいりました。損害賠償額として65万8百10円を支払うことで示談協議が整い、本件事故の解決を図るものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第43号、損害賠償額の決定について議決を求める件についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第43号、損害賠償額の決定について議決を求める件については、原案のとおり可決されました。

- ▼日程第8 議案第44号 令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について
- ▼日程第9 議案第45号 令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼日程第10 議案第46号 令和6年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼日程第11 議案第47号 令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- ▼日程第12 議案第48号 令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- ▼日程第13 議案第49号 令和6年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）について

議長（松元勇治議員）

日程第8、議案第44号、令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてから日程第13、議案第49号、令和6年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）に

ついてまで、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第44号から第49号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号は、令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8千5百1万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億9千8百47万5千円とするものであります。

歳出の予算は、台風10号及び10月豪雨により被災した箇所の災害復旧に係る工事請負費の他、人事院勧告等に基づく人件費の調整に係る経費、公用車交通事故に係る損害賠償金を計上し、歳入予算では、国庫支出金、地方交付税、町債などを計上するものであります。

また、債務負担行為補正では、令和7年度の委託業務における限度額の変更を行い、地方債補正においては、限度額の変更を行っております。

次に、議案第45号は、令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億4百63万2千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第46号は、令和6年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2百79万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5千2百33万1千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第47号は、令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億7千9百15万2千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第48号は、令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1千8百56万6千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上するものであります。

次に、議案第49号は、令和6年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

本件は、収益的収入と支出をそれぞれ69万円追加し、補正後の予定額を、収益的収入、3億1千8百28万1千円、収益的支出、3億55万3千円とするものであります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく人件費の調整を計上するものであります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

議案第44号、令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号、令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号、令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和6年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号、令和6年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和6年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第47号、令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第47号、令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第48号、令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第48号、令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和6年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）について、質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号、令和6年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、令和6年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（松元勇治議員）

以上で、全部の日程を終了しました。

以上をもちまして、令和6年度南大隅町議会定例会1月会議を散会します。

散 会 ： 令和7年 1月10日 午前10時23分